

別記様式第十四（第二十四条関係）（表面）（平28防省令11・旧別記様式第十八繰上・一部
改正、令2防省令12・一部改正）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

第27条の13第1項
防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第2項の規定により、若年定年退
第27条の13第3項
職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額
に相当する額のうち、下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令
書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を
受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務
大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6
月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の
取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日
から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、そ
の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起する
ことができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内で
あっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの
訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）